

クリーン鶴ヶ城作戦

環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう

この活動を契機として、ご自宅や会社周辺の清掃を行うなど、「市民憲章」の活動に取り組み、美しい会津若松市をつくりましょう!

◆実施日時◆ 令和8年4月11日(土) 午前6時～

※雨天決行。ただし、荒天の場合は中止します。

当日のご判断にお困りの際は、午前5時30分以降に、
080-2903-5288(当日のみ：市民憲章推進委員会事務局)
にお問合せください。

◆作業内容◆

- ・鶴ヶ城本丸内受付会場へ集合し、午前6時から午前6時20分まで周辺の清掃を行います。

※作業後、受付場所にてゴミを回収します。
「燃やせるゴミ」と「燃やせないゴミ」の分別にご協力ください。

- ・終了式を午前6時30分から行います。
- ・花の種等の配布を予定しております。

◆持ち物◆

- ・軍手などの清掃用具。
※ごみ袋は、指定のものを受付にて配布いたします。

◆駐車場◆

- ・市役所追手町第二庁舎の駐車場をご利用ください。
- ・徒歩や自転車での参加にご協力をお願いします。

◆団体でご参加予定の方◆

入力フォーム又は参加申込書にて、事前に参加申込をお願いいたします。

フォーム URL : <https://logoform.jp/form/hMVH/1487379>

QRコード➡



【主催 会津若松市民憲章推進委員会】

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くために平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

- 一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- 一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう

この市民憲章の精神を市民に広め、先頭に立って市民憲章を実践していく組織として、会津若松市民憲章推進委員会が設立されました。

本委員会の活動に興味のある方は、下記事務局までお問合せください。

【お問合せ】

会津若松市民憲章推進委員会事務局（市民協働課内）

電話 39-1221(直通) FAX 39-1420

Eメール kyodo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

会津若松市民憲章推進委員会事務局 行
FAX 0242-39-1420
TEL 0242-39-1221

締切 令和8年4月8日（水） 午後5時まで

令和8年度クリーン鶴ヶ城作戦 参加申込書

令和8年 月 日

<u>団体等の名称</u>
代表者 役職 ・ ^{ふりがな} 氏名
<u>団体等の所在地・住所</u> 〒
(代表者または担当者) <u>電話番号</u> <u>FAX番号</u> ※中止や変更等の内容をお伝えする際に利用させていただきますので、日中の連絡がとりやすい ものでお願いします。
<u>参加人数</u>

※記載いただきました情報につきましては、「クリーン鶴ヶ城作戦」に係る業務以外には使用しません。

【通信欄】